

離婚及びこれに関連する家族法の見直し

1 2024（令和6）年5月、父母の離婚後等の子の養育に関する家族法が改正、公布され、2026年に施行される予定である。

この改正は、父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に対応するもので、父母の離婚等に直面する子の利益を確保するため、①子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、②親権及び監護、③養育費等、④親子交流、⑤養子縁組、⑥財産分与に関する規程が改正された。

2 改正の概要

（1）親子関係に関する基本的な規律

民法には、父母の法的地位についての包括的な規定がなく、これが扶養義務や養育費の不払いの原因になっているとの指摘があったことから、親権の有無にかかわらず、父母の養育義務、特に自己と同程度の生活を維持することができる扶養義務を明記した（施行前の改正民法817条の12（以下特記しない限り、条文は施行前の改正民法である））。また、父母は、婚姻しているかどうかにかかわらず、子に関する権利義務について、子の利益のために互いに人格を尊重し、協力しなければならないことが定められ（前同）、親権は「子の利益のために」行使することを明記した（818条）。

（2）親権及び監護

ア 离婚後の親権（共同親権）

改正法では、離婚後の共同親権とすることが可能となった。協議離婚においては協議で、裁判上の離婚においては裁判所が、父母の双方または一方を親権者と定める（819条1及び2項）。

父母の協議が整えば問題は少ないが、親権者を裁判所が定める場合、子の利益のため、父母と子との関係、父と母との関係その他一切の事情を考慮しなければならず、子の利益を害すると認められるときは、父母の一方を親権者と定めなければならない（819条7項）。これは、同項1号2号に定める事情があれば共同親権は認められず、子に対する虐待等のほか、夫婦の一方に対するDV等の場合でも共同親権を認められないことを意味し、高葛藤事案などでは、共同親権と定められることは想定しにくいと理解されている。

父母が共同親権者となった場合には、親権の共同行使が原則であるが、他の一方が親権を行うことができないときや、子の利益のために急迫の事情があるときは単独で行使できる（824条の2）。

民法改正後、非親権者が共同親権に変更できるかという論点は、実務上の関心が高いものと思われる。

819条6項は、子の利益のため必要があると認めるとときは、家裁は、協議の経過、その後の事情の変更その他の事情を考慮して、親権者を他の一方に変更することができるとされるが、単独親権者のもとである程度安定した状態にある子について、その親権行使の方法が変更されることは一般に子の利益のためになるとは判断されない可能性が高く、実質的には困難であると考えられているようである。

（3）養育費

養育費については、実効的な規定として、先取特権の付与と法定養育費制度等が制定された。

ア 先取特権の付与

306条を改正し、雇用関係の先取特権に次ぐものとして、次の養育費等の請求権に一般の先取特権が付与された。

- 1 夫婦間の協力及び扶助の義務（752条）
- 2 婚姻から生ずる費用の分担の義務（760条）
- 3 子の監護に関する義務（法定養育費を含む）（766条）
- 4 扶養の義務（877～880条）

イ 法定養育費

父母が子の監護に要する費用の分担についての定めをすることなく協議上の離婚をした場合、離婚の日から、協議・審判確定により養育費が定まるまで、または子が成人するまで、毎月末に、子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用として政省令で定めにより算定した額（法定養

育費）の支払を請求することができることとなった（766条の3）。

2025（令和7）年8月の法務省令案では、子ども1人あたり、2万円が想定されている。

ウ情報開示義務

家裁は、婚姻費用分担、養育費等の審判手続において、必要があると認めるときは、当事者に収入及び試算の状況に関する情報開示を命ずることができることとなった（施行前の改正家事事件手続法152条の2）

エ執行手続における負担軽減

養育費等の請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者が、財産開示の申立てをした場合には、当該開示財産に対する差押命令の申立てが、給与債権に関する情報の取得の申立てをした場合には、当該債権の差押命令の申立てをしたとみなされ、ワンストップ化が図られ、負担が軽減されている（施行前の改正民事執行法167条の17）。

（4）親子交流

現行法において、婚姻中別居時の親子交流は現行民法766条を類推適用していたが、父母の婚姻中の親子交流が新たに規定され（817条の13）、これまで規定がなかった離婚後の親以外の親族との交流について、審判によって交流の実施を定めることができるものとされた（766条の2）。

面会交流の試行的実施が新設された（改正家事事件手続法152条の3）。

3離婚及びこれに関連する家族法制改正への対応

共同親権をめぐる紛争の背景には、DVや虐待などの事情がある場合等共同親権が不適切なケースでこれが選択されてしまわないか、被害者が加害者から逃避することに対する萎縮や支援の後退がないかなどの危惧があった。共同親権下での単独親権行使が可能となる場合がわかりにくいなど運用上の問題点などが指摘されてきた。

これらへの目配りも含め、今回の改正にあたっては、衆議院で12項の附帯決議、参議院で15項の附帯決議が決議されている。内容は、離婚後の共同親権の運用状況の公表、子の利益の確保状況、DVや児童虐待等を防止して親子の安心・安全が確保されているか等の検証、制度の見直し、改正法の運用のガイドライン策定、子の意見・意思の反映のための専門家の聞き取り等の体制構築、手続代理人の活用等多岐にわたる。

付則では、施行5年をめどに制度や支援策を再検討することとされている。

さらに、改正法においては、家庭裁判所の役割が期待されるとともに、一方でその負担の増大も危惧される。家庭裁判所の人的物的機能の充実が必要となる。

第213回国会閣法第22号 附帯決議（衆議院）ⁱ

民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院）ⁱⁱ

（1）今後の実務における弁護士の役割

本改正に伴って、弁護士が関与する場面は増えると考えられるがひとつの視点として、離婚案件の夫婦間の葛藤の程度により弁護士の関与の違いが考えられる。

代理人として関与するのは高葛藤事案が多いと考えられるが、自分たちで取決めや話し合いが可能な低葛藤の夫婦のケースでの親ガイダンスなどの一般的な情報提供への協力のほか、ふたりでどのように子どもを育てていくかということについての「養育計画書」の作成などへの関与も考えられる。

自分たちだけでは解決は難しくても、一定の情報や後押しがあれば解決に至る中程度の葛藤の夫婦のケースにおいては、自治体や弁護士会の法律相談や、ADR等での関与による解決が可能であり、その場合には、一定の道筋が見えてくる中で、葛藤の低減が図られ、低葛藤のケースと同じく親ガイダンスや養育計画書の活用などが有益となる。

東弁では、3回程度のファストトラックで、一般のADRとは別の料金体系で運用する養育費ADRが設置されており、2023（令和5）年度にはこれを利用した紛争解決がなされている。

（2）当会での取り組み

改正法の運用は、2026年の中改正法施行後始まる。離婚後の共同親権については、具体的にこれをどのように行使するのかも、現在のところ正解はない。

当会で、今後家事法制に関して、何らかの取り組みができるとすれば、例えば、離婚を検討して

いる当事者に対する親ガイダンス（離婚講座）のオンラインを含めての提供、養育計画書の書き方等についての情報提供、東弁における養育費 ADR の拡充や離婚 ADR への拡大などが考えられよう。

また、制度概要のみならず、具体的な家庭裁判所の実務、当事者への有益なアドバイスのあり方等を対象にした会員向けの研修等も必要であると考えられる、

以上

i

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/chikodigi656DEC79D8B748E249258B03002CE6FC.htm

ii https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/213/f065_051601.pdf